

## 第1 審査会の結論

- 1 広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、自動車登録番号の項目を不開示とした行政文書部分開示決定は妥当である。
- 2 実施機関が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成22年9月5日、同月13日、同月21日及び同月27日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、次表に掲げる期間に作成され、又は取得した駐車整理票の全ての開示請求（以下平成22年9月5日付けの開示請求を「本件請求1」、同月13日付けの開示請求を「本件請求2」、同月21日付けの開示請求を「本件請求3」、同月27日付けの開示請求を「本件請求4」といい、本件請求1から本件請求4までを総称して「本件請求」という。）を行った。

本件請求の区分	請求の対象とする期間
本件請求1	平成22年9月1日から平成22年9月30日まで
本件請求2	平成22年9月13日から平成22年9月17日まで
本件請求3	平成22年9月21日から平成22年9月24日まで
本件請求4	平成22年9月27日から平成22年10月1日まで

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し次表に掲げる文書を特定し、次表のとおり、条例第10条第2号に該当する情報が記載されていることを理由として行政文書部分開示決定（以下「本件処分1」という。）を、特定した文書を保存年限満了により廃棄したため不存在であることを理由として行政文書不開示決定（以下「本件処分2」といい、本件処分1及び本件処分2を総称して「本件処分」という。）を行い、次表に掲げる日付で異議申立人に通知した。

本件請求の区分	特定した文書	決定日	行った決定
本件請求1	平成22年9月6日に取得した駐車整理票	平成22年10月29日	本件処分1
本件請求2	平成22年9月14日に取得した駐車整理票	平成22年11月12日	
本件請求3	平成22年9月21日に取得した駐車整理票	平成22年11月19日	
本件請求4	平成22年9月27日に取得した駐車整理票	平成22年	

		11月19日	
本件請求1	平成22年9月1日から平成22年9月5日までの期間に取得した駐車整理票	平成22年10月29日	本件処分2
本件請求2	平成22年9月13日に取得した駐車整理票	平成22年11月12日	

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成22年12月20日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分は、開示請求の対象とした期間のうちの一部の駐車整理票を部分開示しただけの不当なものである。

不存在とされた日に係る駐車整理票を含めて、その駐車整理票に記載されている「自動車登録番号」を速やかに開示するよう要求する。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

平成22年9月21日付け総務第216号、同月27日付け総務第220号、同年10月5日付け総務第223号及び同日付け総務第225号の決定期間延長通知書における延長の理由である「開示請求に係る行政文書が多量であるため」という説明の内容が虚偽であるという重大な疑義が生じる。

また、部分開示された駐車整理票の「自動車登録番号」欄に記載されている内容は、その全てが黒く塗りつぶされているが、これは、かねてから実施機関が固執する「自動車登録番号が分かれば、何人も陸運支局等で道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第22条の規定により登録事項等証明書の交付を請求できる」という誤解に基づいて不当に不開示としたものである。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

### 1 駐車整理票の保管について

県庁外来者駐車場（以下単に「外来者駐車場」という。）に駐車させる場合に、利用者に対し記載を求めている駐車整理票の利用目的は「緊急に連絡を行う必要が生じた場合など当日の駐車場管理のみに使用するもの」であるため、特段の事情がない限り、駐車整理票は即日廃棄している。

まず、本件請求1に係る開示請求書は、平成22年9月6日に総務課庶務グループ（以

下「庶務グループ」という。)に到達しており、その時点で保有していた駐車整理票は、同日に取得したもののだけである。

次に、本件請求2に係る開示請求書は、平成22年9月14日に庶務グループに到達しており、その時点で保有していた駐車整理票は、同日に取得したもののだけである。

第三に、本件請求3に係る開示請求書は、平成22年9月21日に庶務グループに到達しており、その時点で保有していた駐車整理票は、同日に取得したもののだけである。

最後に、本件請求4に係る開示請求書は、平成22年9月27日に庶務グループに到達しており、その時点で保有していた駐車整理票は、同日に取得したもののだけである。

異議申立人は、本件請求の請求日以降の駐車整理票も開示請求しているが、開示請求日以降に作成又は取得する文書は、開示対象とならず保管義務はないため、たとえ開示請求書に記載されている期間内であったとしても、本件請求の請求日以降の駐車整理票については、即日廃棄している。

したがって、開示対象とした駐車整理票が、請求の対象とする期間の一部のみであることは、妥当である。

ちなみに、本件請求に対しては、開示文書が大量であるため平成22年9月21日付け総務第216号、同月27日付け総務第220号、同月5日付け総務第223号及び同月5日付け総務第225号により決定期間延長通知を行っているが、異議申立人は、駐車整理票の開示文書が一部のみであったことから、当該通知に記載された延長理由である「開示請求に係る行政文書が多量であるため」という説明の内容が虚偽であると主張している。

しかし、1日分の駐車整理票だけでも500台分近くあり、それらの文書の個人情報部分の黒塗り作業を行うにはかなりの時間を要することから、「開示請求に係る行政文書が多量である」ことに相違はない。

## 2 自動車登録番号について

駐車整理票に記載されている「利用者名」、「連絡先の電話番号」及び「自動車登録番号」の項目は、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であるため、条例第10条第2号の規定により、不開示としている。

登録事項等証明書の交付を請求するには、自動車登録番号及び車台番号（下7桁）の両方の明示が必要であるため、異議申立人は、自動車登録番号だけでは個人が識別されるものではないとして、自動車登録番号の項目の記載内容を不開示とした決定を取り消し、速やかに開示するよう求めている。

確かに、自動車登録番号だけでは、特定の個人が識別されるものではないが、出入りが自由にできる外来者駐車場に実際に出向いて車両の自動車登録番号を確認することにより、当該車両の使用者を特定される可能性がある。一般的に、車両の使用人は、当該車両の所有者（法人が所有者の場合は当該法人の従事者）であると推察され、外来者駐車場を利用した事実、使用日、時間帯及び用件先（県庁内の特定部署）といった情報が開示されることに鑑みると、使用者（所有者）の特定日時における行動が明らかになり、特定の個人が識別され得る情報であるといえる。

以上のことから、駐車整理票の記載事項である自動車登録番号の項目の記載内容を

不開示とした本件処分1及び対象となる行政文書が存在しないため不開示とした本件処分2は妥当である。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求及び本件処分について

本件請求は、異議申立人が指定した期間の駐車整理票の開示を求めたものである。これに対して実施機関は、指定された期間のうち、庶務グループが、本件請求1に係る開示請求書の交付を受けた平成22年9月6日（以下「交付日1」という。）、本件請求2に係る開示請求書の交付を受けた同月14日（以下「交付日2」という。）、本件請求3に係る開示請求書の交付を受けた同月21日（以下「交付日3」という。）及び本件請求4に係る開示請求書の交付を受けた同月27日（以下「交付日4」といい、交付日1から交付日4までを総称して「交付日」という。）の駐車整理票について部分開示決定を行い、交付日より前の駐車整理票について不存在を理由とする不開示決定を行った。

なお、指定された期間のうち、交付日より後の駐車整理票については、開示決定等を行っていない。

### 2 対象文書について

本件請求に係る対象文書である駐車整理票は、外来者駐車場を利用する際に利用者が記載するものであり、毎日、管理業務終了後に外来者駐車場の管理を実施機関が委託している事業者（以下「委託業者」という。）から実施機関に提出することとされているものである。

当審査会において、駐車整理票の様式を見分したところ、利用者名、連絡先の電話番号（TEL、会社名等）、用件先（課（室））、自動車登録番号、入庁時刻及び退庁予定時刻の項目が設けられていた。

実施機関は、これらの項目のうち、利用者名、連絡先の電話番号及び自動車登録番号の項目の記載内容を条例第10条第2号に該当するとして不開示とした。

### 3 本件処分1における自動車登録番号の項目の不開示情報該当性について

上記2の不開示部分のうち、異議申立人が開示すべきと主張している自動車登録番号の項目の記載内容について、条例第10条第2号の不開示情報該当性を検討する。

条例第10条第2号本文では、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」

のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

#### (1) 条例第 10 条第 2 号本文該当性について

当審査会において開示の対象となった駐車整理票を見分したところ、自動車登録番号の項目には、自動車登録番号標又は車両番号標（以下「自動車登録番号標等」という。）の全ての情報が記載されているものばかりでなく、その一部の情報（主として4桁の番号）しか記載されていないものもあった。

そして、異議申立人が主張するとおり、仮に自動車登録番号標の全ての情報が記載されていたとしても、一般的には、当該情報のみでは、登録事項等証明書の交付を請求することはできない。

しかしながら、外来者駐車場を使用した事実が既に明らかになっていることからすれば、出入りが自由にできる外来者駐車場に実際に出向いて自動車登録番号標等を確認することによって、運転者が特定される可能性がある。そうすると、既に開示している駐車場の使用日、時間帯及び用件先（県庁内の特定部署）といった情報から、当該運転者の特定日時における行動が明らかとなる。

よって、駐車整理票における自動車登録番号の項目の記載内容は、条例第 10 条第 2 号本文に該当するものと認められる。

#### (2) 条例第 10 条第 2 号ただし書該当性について

まず、駐車整理票における自動車登録番号の項目の記載内容は、公にされ、又は公にされることが予定されているとはいえず、条例第 10 条第 2 号ただし書イに該当するとは認められない。また、条例第 10 条第 2 号ただし書ロに該当するような特段の事情は認められない。

次に、当審査会において、開示の対象となった駐車整理票を見分したところ、不開示としていた項目のうち、利用者の項目や連絡先の電話番号の項目における会社名等欄に、官公署に関する名称が記載されている駐車整理票があった。この場合、当該駐車整理票に係る外来者駐車場の利用者が公務員等である可能性が考えられる。そして、当該公務員等が公務として外来者駐車場に駐車しているのであれば、条例第 10 条第 2 号ただし書ハにいう公務員等の職務遂行の内容となる可能性がある。

しかしながら、公務員等が個人として所有又は使用している車両を利用して公務を行っている可能性もあり、その場合には個人の財産に関する情報となる。また、実施機関によれば、外来者駐車場の利用者について、委託業者が逐一本人確認等を行っているわけではないということであるから、駐車整理票に官公署に関する名称が記載されているからといって、利用者が公務員等であると断定することはできない。そうすると、実施機関が記載内容にかかわらず不開示としたことも不合理とはいえず、条例第 10 条第 2 号ただし書ハに該当するとは認められない。

したがって、駐車整理票における自動車登録番号の項目の記載内容は、条例第 10 条第 2 号本文に該当し、かつ、同号ただし書各号のいずれにも該当しないので、実施機関がこれを不開示として本件処分 1 を行ったことは妥当である。

## 4 本件処分 2 の妥当性について

異議申立人は、不存在とされた駐車整理票を含めた自動車登録番号の項目の開示を求めており、これを、本件請求で指定された期間のうち交付日より前の駐車整理票を開示（不存在）としたことに対する不服と解し、この点についての妥当性を検討する。

実施機関は、上記第4の1のとおり、特段の事情がない限り駐車整理票を即日廃棄している旨説明するため、本件請求が行われた当時の、駐車整理票の收受から廃棄までの流れについて説明を求めたところ、次のとおりであった。

- (1) 委託業者は、外来者駐車場の管理業務の終了後、当日の駐車整理票の全てを、庶務グループの職員に交付する。駐車整理票は、設置場所ごとに、残車分とそれ以外とに分類されており、庶務グループの職員は、残車分以外は、その日のうちに廃棄した。なお、「特段の事情」とは、残車分のことを指す。
- (2) 残車分の駐車整理票については、当日又は翌日、庶務グループの職員が、利用者に対して連絡するなどして退出を促し、退出したことが確認でき次第、順次廃棄していた。
- (3) 駐車整理票は、基本的には上記（1）のとおり利用日当日に廃棄されるものではあるが、本件請求に対して特定すべき駐車整理票については廃棄せず、開示の対象とした。

この説明に従うと、実施機関は基本的に、交付日においては、交付日に外来者駐車場を利用した車両に係る駐車整理票しか保有していないことになる。

そして、交付日より前に駐車場を利用した車両に係る駐車整理票は廃棄済みということになるが、当該車両が、交付日にも引き続き外来者駐車場に駐車されていれば、当該車両に係る駐車整理票は実施機関において保有されている可能性がある。

そこで、実施機関に対して、交付日より前の残車分の駐車整理票の有無について確認したところ、委託業者は、前日の残車が、外来者駐車場の閉鎖時間になってもなお残車となっている場合は、駐車場等管理日誌のその他の欄に車両ナンバーを記録することとされているところ、交付日に係る駐車場等管理日誌のその他の欄には、何も記載されていないということであった。

そうすると、少なくとも外来者駐車場の閉鎖時間時点では、交付日より前から引き続き駐車している車両はなかったものと考えられる。仮に、外来者駐車場の閉鎖時間までにそのような車両があったとしても、外来者駐車場から退出したことが確認できた時点で実施機関によって当該車両に係る駐車整理票は順次廃棄されていたものと推測され、必ずしもこの廃棄作業が、本件請求に係る開示請求書の交付を受けた後に行われたとは断定できないことからすれば、当該車両に係る駐車整理票が開示の対象とされていないとしても不合理とはいえない。

さらに実施機関に対して、本件処分1で特定した駐車整理票以外で、本件請求時において別件の開示請求の対象として保有していた駐車整理票がないかどうかについて確認したところ、該当する駐車整理票はないことを確認したとのことであった。

したがって、本件請求で指定された期間のうち交付日より前の駐車整理票について、不存在を理由として本件処分2を行ったことは妥当である。

## 5 開示決定等を行っていないことについて

本件異議申立ては、駐車整理票の自動車登録番号の項目の記載内容を不開示としたことに対する不服及び本件処分2において、本件請求で指定された期間のうち交付日より前の駐車整理票を不開示（不存在）としたことに対する不服とともに、異議申立書において、本件処分は「開示請求の対象とした期間のうちの一部の駐車整理票を部分開示しただけの不当なもの」と述べていることから、本件請求で指定された期間のうち、交付日より後の駐車整理票に関して開示決定等を行っていないことに対する不服、すなわち、実施機関の不作為に対する不服申立てを含むものと解される。

しかしながら、不作為に対する不服申立ては、本件異議申立てが提起された時点の条例の規定によれば、当審査会に諮問することとされている処分に当たらないことから、当審査会において、当該不服申立てについて審議は行わない。

## 6 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

## 7 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 23 年 3 月 7 日	・ 諮問を受けた。
平成 30 年 4 月 9 日	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
平成 30 年 7 月 23 日	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
平成 30 年 9 月 7 日	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和 2 年 3 月 23 日 (令和元年度第 12 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 2 年 5 月 22 日 (令和 2 年度第 1 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50 音順)

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁護士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 ( 部 会 長 )	広島修道大学教授